

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	収入証紙に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 76 号	法 規 集	第 3 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 231 条の 2 第 1 項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	この条例は、地方自治法第 231 条の 2 第 1 項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関する事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	この条例に規定する 8 種の使用料及び 482 種の手数料については、いずれも証紙の方法によることとしており、これらの徴収事務の円滑な執行に資するものであり、有効である。	
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	領収書の不発行、知事の指定する者による証紙の販売等について規定しており、効率的な事務執行に資するものとなっている。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	地方自治法の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。〕	地方自治法第 231 条の 2 第 1 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>